

問題商法等の手口を理解して、トラブルに遭わないようにしましょう。

県消費生活センターに寄せられている相談事例一部を紹介します。問題商法の手口をしっかりと学んで賢い消費者になりましょう。

(山形県消費生活センター 相談員 電話：023-624-0999)

- 1 催眠商法で、30万円の羽毛布団を買わされた老婦人
- 2 消火器を買わされたかたり商法
- 3 女性の誘いに乗って英会話教材を買わされた アポイントメント商法
- 4 布団の「無料診断」、「クリーニング」で新しい布団を買わされた 次々販売

1 【催眠商法】(「SF商法」とも言います。)

A子さんは、友達の子さんから、「近くの〇×会館で日用雑貨がタダでもらえるから」と誘われ、会場に行ってみると、ティッシュや洗剤などがタダでもらえました。そして、会場の熱狂的な雰囲気とセールスマンの巧みな話術に乗せられて、30万円の羽毛ふとんを頭金1万円を支払い、月々8,000円の分割払いで買ってしまいました。夕方、布団が届き、よく考えてみると必要ないので、翌日会場に返しに行ったところ、「解約は認めない」と追い返されてしまい困っています。

(相談員からのアドバイス)

契約した日から8日以内であればクーリング・オフができます。また、8日間を過ぎてしまった場合でも、合意解約の方法もありますので、最寄りの市町村相談窓口や消費生活センターにご相談ください。以前は半日から数日営業の短期タイプでしたが、最近は空き店舗等を利用し一定期間出店する滞在タイプも出没しています。有機野菜の無料プレゼントや健康講習会と称し、高齢者等の警戒感を解く方法で開始し、大げさな説明で病気の不安をあおるなどして、高額な商品を巧みな話術を用いて契約させるものです。一種の催眠状態とし、冷静な判断力を失った消費者に羽毛布団、健康器具、健康食品などを購入させるものです。

会場に行くと正常な判断力を保つことが難しいものです。安易に参加しないようにしましょう。

2 【かたり商法】

独り暮らしをしている76歳になるCさん宅に消防署員のような服装の男性が訪れ、「消火器は、法律で各家庭に必ず置かなければならないんですよ」と言って消火器の購入を勧めました。Cさんは、勧められるままに18,000円の消火器を現金一括払いで買いましたが、領収書などの契約書面は何も交付されていませんでした。ところが、後で消防署に電話したら、「消防署では消火器の訪問販売はやっていません」という答えで、しかも市販されているものよりも何倍も高い値段であることがわかり、困っています。

(相談員からのアドバイス)

現金一括払いであっても3,000円以上の取引で、契約書面交付日から8日以内であればクーリング・オフができます。また、この事例は、契約書面(領収書)が交付されてい

ませんので、購入した日から8日間を過ぎてもクーリング・オフが可能です。消防署の消火器販売はありません。その他にガス会社を装ったガス漏れ警報機、郵便局を装った表札、保健所を装った避妊器具の販売などがあります。注意しましょう。

消防法の改正により、一般の新築住宅等も火災報警機機の設置が平成18年6月から義務づけられ、既存住宅ではこの法改正を受けて各市町村が条例で、設置期日を定めることになりました。これを便乗する「かたり商法」の増加が懸念されます。不審に思った場合は県消費者生活センターにご相談ください。

3. 【アポイントメント商法】

大学生のD君は「海外旅行に安く行く方法があります。〇×喫茶店で待っています」と、若い女性から電話で呼び出されました。喫茶店では、若い女性セールスマンが長時間にわたって趣味の話や海外旅行の話をし、気がついた時は70万円もする英会話教材セットの購入と会員入会契約書にサインをさせられていました。後日、教材とビデオが自宅に届けられましたが、契約書をよく読んでみると、海外旅行に安く行けるといっても実際には旅行先も限定されており、割引率も5%程度であることが分かり、何とか解約したいと思っています。

(相談員からのアドバイス)

契約書面の交付日から、8日以内ならクーリング・オフができます。また、8日間を過ぎた場合でも解約が可能な場合がありますので、セールス・トークの問題点等を整理し当センターにご相談ください。英会話教材のほかレジャー会員権、パソコン、ビデオなどの苦情相談があります。

4. 【次々販売】

「布団の無料点検です」と言われ布団を見せたら、「ダニがいる・カビがあり、このままでは病気になってしまう」と脅かされ、新品の布団の購入契約をさせられてしまった。後日、別の業者が「布団のクリーニングです」と訪問し、「この布団は仕立てが悪く洗濯できないので別の布団を買いなさい」と長時間勧めら契約してしまいました。

(相談員からのアドバイス)

判断能力の衰えた老人宅に、無料点検・布団のクリーニング等と言って訪問し、次々と高額な羽毛布団を買わせる悪質な訪問販売があります。常日頃から近所付き合いを重視し、不審な人物の出入りや目新しい高額商品の購入を話題にするなど、近所全体で悪質業者を撃退しましょう。また、「成年後見制度」の利用も方法のひとつです。

お問い合わせ先

山形県警察本部生活環境課 悪質商法相談コーナー 023(642)4477

遊佐町役場商工観光課 電話72-5886 FAX72-3315

庄内消費者センター 電話0235-66-5451 FAX0235-66-2835

山形県消費生活センター電話023-624-0999 FAX023-624-0729

記事出典 山形県消費生活センターホームページ

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/somu/021006/soudanzirei.html>

遊佐町役場・遊佐町消費者の会